

6. 残高証明書・取引明細表の発行をご希望される場合

残高証明書、取引明細表の発行が必要なお客さまは、必要書類をご用意のうえお取引店にお申し出ください。相続人、遺言執行者、相続財産清算人等、正当な権利者の方からのご依頼により発行いたします。

ご来店時にご用意いただくもの

※必要書類につきましては、一般的なケースであり、別途書類が必要になる場合もございます。

<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	お亡くなりになられた方の死亡が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書）または法定相続情報一覧図 ※ 戸籍謄本は発行日から6ヶ月以内のもの
<input type="checkbox"/> 相続権利者であることが確認できる書類	<p>■ 相続人の場合 お亡くなりになられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本の中で、相続人であることが確認できる戸籍謄本 ※ 発行日から6ヶ月以内のもの</p> <p>■ 遺言執行者または受遺者の場合 遺言書（公正証書遺言または検認済遺言書）</p> <p>■ 相続財産清算人の場合 相続財産清算人選任審判書謄本</p>
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	発行依頼人の印鑑登録証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
<input type="checkbox"/> 実印	発行依頼人の実印
<input type="checkbox"/> 預金通帳・証書等	お亡くなりになられた方のお取引通帳・証書等

手数料について

- 当金庫所定の発行手数料が必要になります。

発行についての留意点

- 当金庫所定の発行依頼書へのご記入が必要です。
- お亡くなりになられた方のお取引店にて発行いたします。
- 即日発行できない場合がございますのでご了承ください。

2023年10月現在

相続に関するご相談はみらいハートプラザ、もしくは最寄りの店舗までお気軽にお問い合わせください

ご相談窓口

営業時間
平日 9:00~17:00

みらいハートプラザ別府
☎ 0120-365-166

みらいハートプラザ大分
☎ 0120-365-353

別府地区

本店営業部 ☎0977-25-7710
南支店 ☎0977-22-3311
鉄輪支店 ☎0977-66-1251
亀川支店 ☎0977-66-0161
山の手支店 ☎0977-22-0231
上人支店 ☎0977-66-2261
荘園支店 ☎0977-24-7131
石垣支店 ☎0977-25-0511
鶴見支店 ☎0977-22-1131
扇山出張所 ☎0977-22-1135

大分地区

大分支店 ☎097-534-0131
府内中央支店 ☎097-534-0131
南大分支店 ☎097-544-1181
東大分支店 ☎097-556-6311
高城支店 ☎097-558-1644
大在支店 ☎097-592-2171
中央市場出張所 ☎097-533-3222
滝尾支店 ☎097-568-6111
鶴崎森町支店 ☎097-522-1181
坂ノ市支店 ☎097-592-3511

由布・日出地区

湯布院支店 ☎0977-84-2164
日出支店 ☎0977-72-1511
向原支店 ☎097-583-1311
中津中央支店 ☎0979-23-1111
中津北支店 ☎0979-22-3681
大幡支店 ☎0979-32-4051
宇佐中央支店 ☎0978-32-2123
高田支店 ☎0979-22-1431
鶴居支店 ☎0979-22-1431
如水支店 ☎0979-25-1818

県北・豊前地区

相続手続きを進めるためのポイント

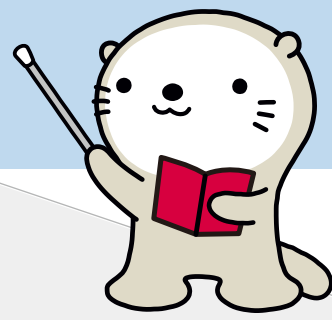
相続手続きのご案内



MIRAI 大分みらい信用金庫

みらいしんぎん 検索

1. 相続の手続きの流れ



当金庫にてお取引いただいているご名義人がお亡くなりになられた場合は、相続手続きが必要となります。はじめに、ご預金の相続手続きが完了するまでの流れをご説明いたします。なお、相続手続きにつきましては、お時間を要する場合がございますので何卒ご了承ください。

1 相続手続きのお申し出

お亡くなりになられた方のお取引店またはご相談窓口へ、お電話またはご来店によりお申し出ください。お取引内容、相続のケースに応じ具体的な方法をご案内します。

2 必要な書類のご準備

ご準備いただく書類は、相続の方法により異なります。ご相続人様の状況や遺言書・遺産分割協議書の有無などをご確認させていただき、お手続きに必要な書類についてご案内いたします。ご準備できない書類等がある場合はお取引店にご相談ください。詳細は「3. 相続手続きの概要と必要書類について」をご覧ください。

3 必要な書類のご提出

当金庫よりご案内する必要書類と所定の届出用紙にご記入いただき、お亡くなりになられた方名義の預金通帳・証書、キャッシュカード等と一緒に取引店舗にご提出ください。通帳等が見当たらない場合は、当金庫所定のお手続きをさせていただきます。ご提出いただいた書類に不備がある場合には、再度ご提出いただく場合や追加の資料をいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

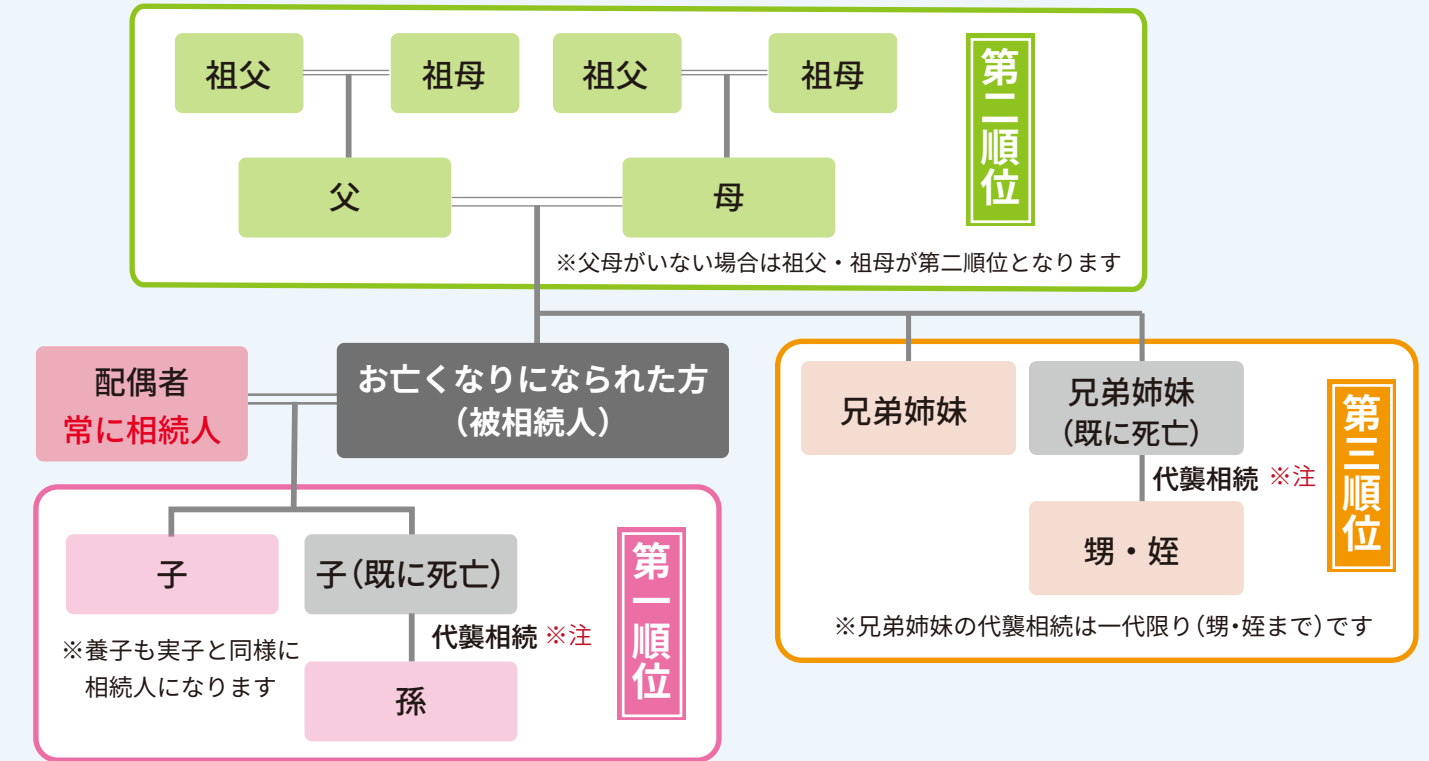
4 払戻し等の手続き

3の必要書類をご提出いただいた後、払戻し等のお手続きをいたします。お手続き完了後、計算書等をご返却いたします。

2. 法定相続人について

民法では法定相続人と法定相続割合が定められています。お亡くなりになられた方（被相続人）とご相続人様の関係（続柄）により相続割合が異なります。

法定相続人



- 相続人となる条件
 - 第一順位が既に亡くなっている場合………第二順位が相続人となります。
 - 第一順位、第二順位が既に亡くなっている場合………第三順位が相続人となります。

※注 代襲相続について

代襲相続とは、相続人となるはずであった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に亡くなった場合は、その子が亡くなった方に代わって相続権を引き継ぐことをいいます。子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲が認められます。しかし、兄弟姉妹の場合はその子(被相続人にとっては甥・姪)一代限りで代襲相続が認められます。

法定相続分

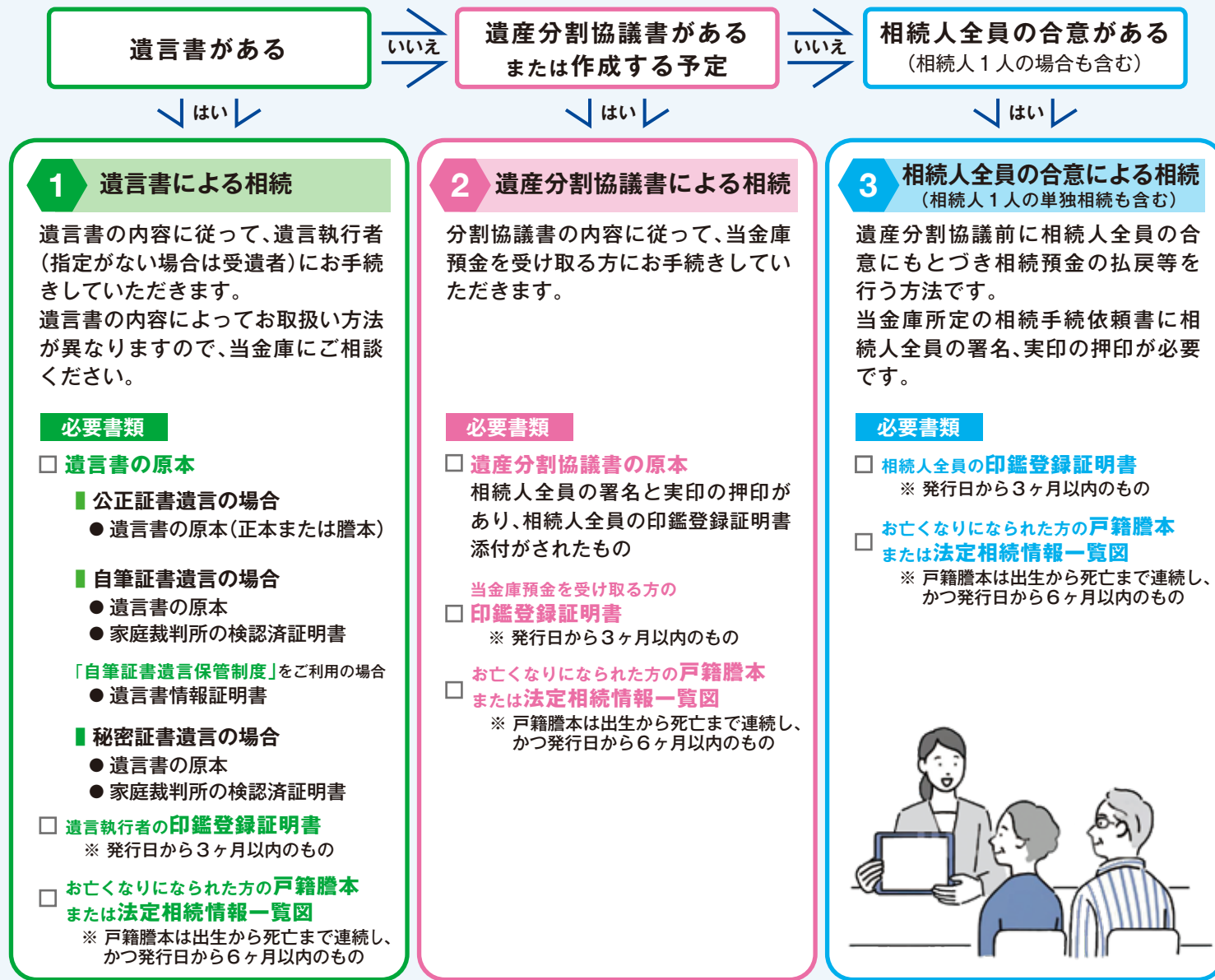
相続人	法定相続分	
第一順位 配偶者と子(子が既に死亡している場合は孫)	配偶者 1/2	子(孫) 1/2
第二順位 配偶者と父母(父母が既に死亡している場合は祖父母)	配偶者 2/3	父母(祖父母) 1/3
第三順位 配偶者と兄弟姉妹(兄弟姉妹が既に死亡している場合は甥・姪)	配偶者 3/4	兄弟姉妹(甥・姪) 1/4

- 配偶者以外の相続人について、同順位の相続人が複数いる場合は、**相続分を人数で均等割り**します。
- 実子と養子、実父母と養父母の**相続分は同じ**になります。
- 片方の親を同じくする兄弟姉妹は、両親を同じくする兄弟姉妹の**相続分の1/2**となります。

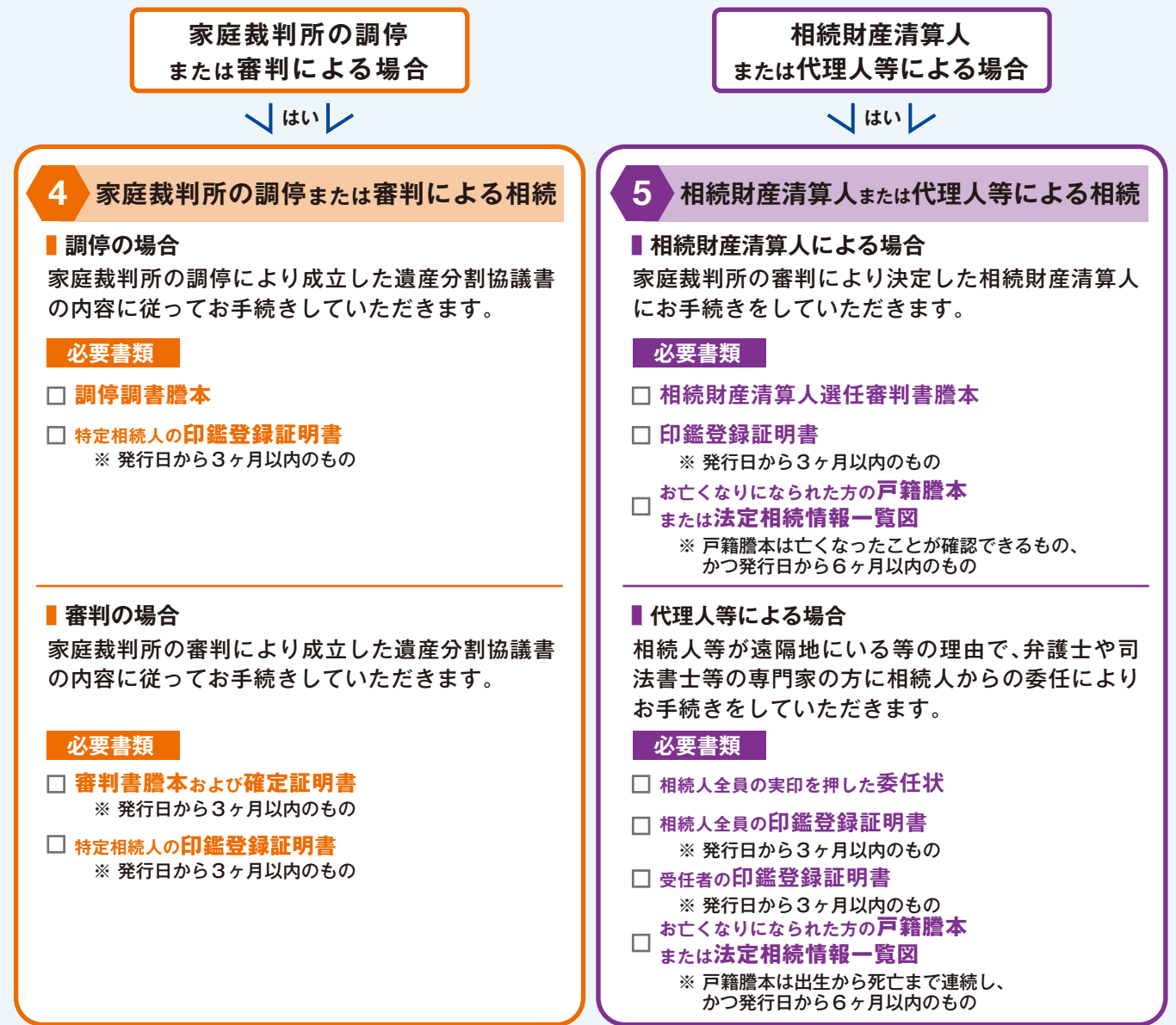
3. 相続の手続きの概要と必要書類について

基本的な相続の概要と必要書類についてご説明いたします。相続のケースによりお手続きが異なります。なお、必要書類は一般的なケースであり、別途書類が必要となる場合もございます。

■ 一般的な相続について



■ その他の相続について



相続手続きに必要な戸籍謄本については次のページをご覧ください

■ 相続人の中で以下に該当する方がいる場合の必要書類

未成年者

親(親権者)が法定代理人としてお手続きしていただきます。

必要書類

- 親(親権者)の印鑑登録証明書
 - ※ 発行日から3ヶ月以内のもの

ただし、親(親権者)が同様に相続人で遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。

親(親権者)がいない場合
未成年後見人が法定代理人としてお手続きしていただきます。

必要書類

- 未成年者が記載されている戸籍謄本
- 未成年後見人の印鑑登録証明書
 - ※ 発行日から3ヶ月以内のもの

成年被後見人

成年後見人を法定代理人としてお手続きしていただきます。

必要書類

- 登記事項証明書
または審判書の抄本および確定証明書
- 成年後見人の印鑑登録証明書
 - ※ 発行日から3ヶ月以内のもの

海外居住者

海外居住者の相続人の方には印鑑登録証明書の代わりにサイン証明書をご提出していただきます。

必要書類

- サイン証明書

サイン証明書等の発行は下記機関へお尋ねください

[日本国籍の方]
居住地の大使館または領事館

[外国籍を取得した方]
居住地の公証人役場

行方不明者

不在者財産管理人を選任する場合
家庭裁判所に不在者財産管理人を選任してもらい、その方を代理人としてお手続きしていただきます。

必要書類

- 不在者財産管理人選任審判書謄本
- 不在者財産管理人の印鑑登録証明書
 - ※ 発行日から3ヶ月以内のもの

不在者財産管理人を選任しない場合
行方不明になってから7年以上経過後、家庭裁判所へ失踪宣告の申立を行っていただき、失踪宣告の審判が確定すると失踪者は死亡したものとみなされ、その代襲相続人の方にお手続きしていただきます。

必要書類

- 失踪宣告の審判書謄本および確定証明書

相続放棄者

必要書類

- 家庭裁判所発行の相続放棄申述受理証明書

[参考]
相続の放棄は相続人が単独ですることができ、相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に申立を行います。

4. 相続手続きに必要な戸籍謄本

相続手続きに必要な戸籍謄本は、発行日から**6ヶ月以内の原本**をご提出ください。
ご持参いただいた戸籍謄本は、当金庫で確認後、コピーのうえご返却いたします。

必ず必要な戸籍謄本

お亡くなりになられた方(被相続人)の

出生から死亡までの連続した戸籍謄本

※ 改製・分籍・転籍前の戸籍謄本が必要になる場合がございます

複数の戸籍謄本が必要となる場合

「必ず必要な謄本」で相続人であることが確認できない場合、**相続人が確認できる戸籍謄本**が必要となります。 ※「相続人」については、「2. 法定相続人について」をご参照ください

■ 既に亡くなっている相続人がいて、その相続人に子(代襲相続人)がいる場合

- 亡くなっている相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- 代襲相続人の現在戸籍

■ お亡くなりになられた方(被相続人)に相続人となる子や孫がいない、かつ 両親・祖父母もいない場合

※ **亡くなられた方の兄弟姉妹が相続人となる**

- お亡くなりになられた方(被相続人)の両親の出生から死亡までの戸籍謄本
- 既に亡くなっている相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- 相続人全員の現在戸籍

■ 相続人の現在の姓が養子縁組や婚姻・離婚等で変わっている場合

- 当該相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)

■ 上記の戸籍謄本が、既に自治体による保存期間を経過し廃棄されている、もしくは滅失・焼失等により取得できない場合

取得できない謄本に関する証明書が別途必要となります。
詳しくは市区町村役場の窓口へお問合せください。

上記は一般的なケースであり、別途戸籍謄本が必要になる場合もございます。
ご不明な点は当金庫までお問合せください。

市町村役場へのご依頼について

戸籍謄本は本籍地の市区町村役場で取得できます。相続手続きに必要な戸籍謄本をもれなくご用意していただくために、市区町村役場の窓口で「**相続手続きのために必要です**」とお申し添えください。
なお、本籍地を転籍している場合は、転籍先の市区町村役場で取得してください。本籍地が遠方な場合は郵送等で取得もできます。
詳しくは、本籍地の市区町村役場にお尋ねください。



5. よくあるご質問

Q 相続手続きに必要な用紙はどこでもらえますか？

A 相続手続依頼書や残高証明発行依頼書等の金庫所定の用紙は、当金庫の窓口にてご準備しております。遠方にお住まいの方で、窓口へのご来店が難しい方は別途お取引店またはご相談窓口へお問い合わせください。

Q 相続手続きは誰でもできますか？

A 相続人、遺言執行者、相続財産清算人等、相続財産についての権利を有する方にお手続きしていただきます。

Q 相続人が認知症等で意思能力がなく施設や病院にいる場合、相続手続きはどのようにすればよいですか？

A 意思能力がない方が相続人である場合は、成年後見人を法定代理人としてお手続きしていただきます。詳細は、お取引店へご相談ください。

Q 遺言書がある場合、相続手続きはどのようになるのですか？

A 公正証書遺言以外の遺言書は、開封に際して家庭裁判所の検認が原則必要です。なお、自筆証書遺言保管制度をご利用の場合は検認の必要はなく、法務局にて発行される遺言書情報証明書の交付を受けてください。

Q 法定相続情報一覧図とは何ですか？

A 法定相続情報一覧図は、戸籍に基づいて亡くなられた方(被相続人)の法定相続人が誰であるかを法務局の登記官が証明したものです。相続手続きにおいても使用することができます。発行に関する詳細は、最寄りの法務局へお問い合わせください。

Q 戸籍謄本や印鑑登録証明書は原本を窓口を持参しないといけないですか？

A 原本をご持参ください。戸籍謄本は当金庫でコピーをして原本をご返却いたします。印鑑登録証明書は原本をいただきます。



その他ご相続手続き等についてご不明な点がございましたら、
当金庫の窓口またはお電話にてお問い合わせください。